

(外交防衛委員会)

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第九号) (衆議院送付)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。
- 二、常勤の防衛大臣補佐官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生 (以下「学生」という。) に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十五 (現行それぞれ百分の百七十五、百分の百八十) に引き下げる。
- 三、常勤の防衛大臣補佐官及び学生に支給される六月期の期末手当の支給割合を百分の百四十五 (現行百分の百六十) に引き下げる。
- 四、陸上自衛隊の学校の生徒に支給される六月期の期末手当の支給割合を百分の百四十五 (現行百分の百六十) に、十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十五 (現行百分の百八十) に、それぞれ引き下げる。

五、本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、四については公布の日から、三については平成二十二年四月一日から施行する。